

(質問1)風力発電と再生可能エネルギーについて、お考えに近いもの(複数可)を選んでください。

- ① 再生可能エネルギーとしての風力発電の導入は、積極的に行うべきだ。
- ② 風力発電の導入に関して、環境負荷や住民合意をみながら、慎重に行うべきだ。
- ③ 風力発電の導入に関して、日本という狭い国土や風況を考えると、別の再生可能エネルギーに力をいれるべきだ。
- ④ 再生可能エネルギーよりも、原子力発電により安定した電源を確保するべきだ。
- ⑤ 再生可能エネルギーよりも、火力発電により安定した電源を確保するべきだ。
- ⑥ その他( )

選択した回答の理由を教えてください。

風力発電も含めた再生可能エネルギーの積極的な導入と推進によって、エネルギー地産地消と地域経済の活性化を促進し、電力の安定供給を確保すべきであると考えます。しかし、世界的な再エネの急拡大に対して、日本の再エネは技術・事業開発の面でも政策の面でも課題が残されています。メガソーラーや風力発電の建設についても、環境保全や災害の発生につながる乱開発防止と、地域住民への丁寧な説明・同意を前提とすべきです。

(質問2)風力発電を導入する場合、環境アセスメントの手続きにより、環境負荷を低減した開発が求められます。現在の環境アセスメントは事業者が自主的に行うもので、行政は助言するだけ、市民は意見を述べるだけで、強制力はない制度となっています。(特記:近年注目の洋上風力発電においては、海の生態系について調査・方法が未確立との理由から環境アセスメント調査をしないままに進められています。)

アセスメントについて、質問します。もっとも近いものを選んでください。

- ① 現状のアセスメントには全く問題がなく、特に見直しは必要ない。
- ② 現状のアセスメントは手続きに時間がかかる。もっと簡略化するべきだ。
- ③ 現状のアセスメントでは十分に環境に配慮したものと言えない、見直しが必要だ。
- ④ その他( )

選択した回答の理由を教えてください。

重大な環境影響を未然に防ぐことを目的とした環境アセスメント法ですが、事業の実施決定後に配慮書が作成されるなど、未然防止の仕組みが不十分であるだけでなく、一度事業が始まると環境への負の影響があったとしてもその事業を止める手立てがなく、問題があります。また、住民参加の機会確保、情報公開の徹底にくわえ、環境影響が重大である場合の事業の一時停止措置や事業を行わない選択肢の追加など、法改正も含めた検討が必要と考えます。

(質問3)低周波音による人体への影響については、風力発電施設に限らず、道路交通の騒音やエコキュートの騒音などが、以前から指摘されています。2013年12月には、日本弁護士連合会が「低周波音被害について医学的な調査・研究と十分な規制基準を求める意見書」を提出しています。

低周波音による人体への影響についてもっとも近いものを選んでください。

- ① 低周波音の人体への影響の評価等に問題があるという認識はない。
- ② 低周波音の人体への影響の評価についてはむしろ過剰な面もあるため、もっと緩和するべきだ。
- ③ 低周波音の人体への影響については、十分に調査が行われていないという認識だ、調査や見直しも必要だ。
- ④ その他( )

選択した回答の理由を教えてください。

風力発電の低周波音による人体への影響は、現時点では科学的な因果関係の立証がなされていないものの、風力発電所の近くに住む方々が睡眠障害をはじめとした健康被害を訴えるケースが多々あることも承知しています。今後、十分な調査と検証を進めることが必要だと考えます。

(質問4)風力発電施設が鳥類など自然環境に影響を与えるという指摘があります。もっとも近いものを選んでください。

- ① 鳥類など自然環境に対する現行の対策・基準は全く問題がなく、特に見直しは必要ない。
- ② 鳥類など自然環境に対する現行の対策・基準は厳しすぎる。もっと緩和するべきだ。
- ③ 鳥類など自然環境に対する現行の対策・基準は十分に自然環境に配慮したものと言えないので見直しが必要だ。
- ④ その他( )

選択した回答の理由を教えてください。

鳥類や自然環境への影響を最小限とするため、鳥類の生息地や移動ルートを避けるためのゾーニング、地域住民や自然保護専門家の意見反映が可能な仕組みづくりが必要だと考えます。

(質問5)風力発電施設の景観への影響について、現状に課題があるという指摘があります。もっとも近いものを選んでください。

- ① 現状の景観に関する基準は全く問題がなく、特に見直しは必要ない。
- ② 現状の景観に関する基準は厳しすぎる。もっと緩和するべきだ。
- ③ 現状の景観に関する基準は十分に住民や観光に配慮したものと言えない、見直しが必要だ。
- ④ 風力発電では景観に関する問題があるため、別の再生可能エネルギーに力をいれるべきだ。
- ⑤ その他

選択した回答の理由を教えてください。

風力発電所立地地域の自然景観や文化的な事情を十分に尊重する必要があります。地域住民の意見を反映させるための具体的な仕組みが必要です。

(質問6)北海道選挙区では、再エネ海域利用法による洋上風力発電の有望区域として・石狩市沖・岩宇・南後志地区沖・島牧沖・檜山沖・松前沖が選定されています。

離岸距離が近すぎて健康影響が懸念されるだけでなく、景観や自然環境を破壊され、沿岸漁業や住民生活への影響も懸念されています。また、これらの区域の多くは「生物多様性保全の観点から重要度の高い海域(沿岸域)」が指定されていて、野生生物にとっても、漁業資源にとっても重要な海域に間違いありません。海洋生物への影響の予測をしなくとも、強引に進めてられてしまう風力発電事業に疑問を感じています。このことについて、どうお考えですか？

生物多様性の取り組みを推進し、地域住民と漁業者への丁寧な情報公開と合意を前提とすべきです。

(質問7)石狩市は「石狩市風力発電ゾーニング計画書」を策定しています。このゾーニング計画は平成29年・30年の2年にわたり、環境省の委託事業として5700万円の補助金を受けて、専門家・市民・行政の協力のもと、「ゾーニング手法検討委員会」、3つの「作業部会」で協議して案をまとめ、パブリックコメントを募集し、「石狩市環境審議会」で審議をし、いくつもの市民参加手続きを経て策定されました。その結果、導入可能エリアの面積は陸域・洋上ともに0 km<sup>2</sup>でまとめられました。

- ① 石狩市(行政)は一般海域の洋上風力発電の促進区域に手挙げをしました。これは、市民参加手続きをないがしろにするものだと思います。このことについてどうお考えですか？

生物多様性保全と漁業者への影響の抑制、地域住民との合意形成はいずれも欠かすことができません。プロジェクトの進行を優先するのではなく、地域住民や関係者との十分な対話を進めるべきです。

② 風力発電実施事業区域に「環境保全エリア」が堂々と含まれる計画をどう思いますか？

環境保全エリアは生態系や生物多様性の保全が重視される地域です。この地域での開発は自然環境へ重大な影響を及ぼす可能性があります。環境への影響評価の徹底、地域住民と専門家との対話をつうじて、環境保全の観点から計画の透明性を確保することが必要です。

(質問8) 小型風力発電(1000kW 未満)については、石狩市では「ガイドライン」によって風力発電設備の設置及び運用の基準が定められています。しかし、経産省に受理されたIDが転売(売電単価 55 円/1kWh)され、責任の所在など住民にはわかりにくいものになっています。また太陽光発電の転売も多く、FIT が転売ビジネスの温床になっています。このことについて、どう思いますか？

FIT が転売ビジネスの温床になっていることは大きな問題です。制度の公正性、透明性を確保するための規制の強化が必要です。

(質問9) 今年2月第7次エネルギー基本計画が閣議決定され2040年に再生可能エネルギーは全体の4割から5割に拡大して最大の電源とするとされています。データセンター、半導体関連事業などは電気を大量に消費すると言われており、政府は泊原子力発電再稼働も視野にいれています。また石狩湾新港の天然ガス発電2号機3号機も前倒しで建設予定となっています。このことについてどのようにお考えですか？

原子力発電は過渡的エネルギーであり、将来的に原発ゼロ社会をめざしています。高レベル放射性廃棄物の処分についても、寿都町・神恵内村・玄海町において、最終処分地選定のための調査がされていますが、専門家も指摘しているように、日本は地震大国であることから、地層処分の適地は存在しません。実効性のある避難計画策定、地元町村に限定されない道民全体の合意形成などの課題が山積している中で再稼働の条件が整うことは非常に困難だと認識しています。そのため、北海道泊原子力発電所についても、再稼働させるべきでないと考えており、重大リスクへの対応も考慮すると、再エネの割合をさらに増やすことが現実的な対応となります。

また、エネルギー安全保障、気候変動問題に対処するため、再エネ技術、電力市場やインフラ整備を進展させるため、最新技術を取り入れ、省エネ・新エネ拡大の促進や、二酸化炭素吸収源対策などを進め、2050年までのできるだけ早い時期に化石燃料にも原発にも依存しないカーボンニュートラル達成を目指すべきであると考えています。